

令和2年3月26日
石川県生活環境部廃棄物対策課
直通：076-225-1470
内線：4240

「石川県海岸漂着物対策推進地域計画」の改定（案）に対する ご意見の募集について

1 ご意見募集の趣旨

本県では、「海岸漂着物処理推進法」や「石川県海岸漂着物対策推進地域計画」等に基づき、国や市町とも連携しながら、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進してきました。

このたび、海岸漂着物処理推進法の改正（平成30年6月）に伴う国の基本方針の変更（令和元年5月）や石川県環境総合計画の改定（令和2年3月末予定）を踏まえ、本県における海岸漂着物対策を一層推進するため、「石川県海岸漂着物対策推進地域計画」の改定案を作成しました。

つきましては、本案について、県民の皆様からもご意見をいただき、「石川県海岸漂着物対策推進地域計画」改定の参考とさせていただきたいと考えております。

2 ご意見募集の概要

（1）募集期間

令和2年3月26日（木）～令和2年4月15日（水）
（郵送の場合は、4月15日（水）の消印有効とします。）

（2）募集内容

「石川県海岸漂着物対策推進地域計画」の改定（案）についてのご意見

（3）資料

「石川県海岸漂着物対策推進地域計画」（案）の概要
「石川県海岸漂着物対策推進地域計画」（案）の全文

（4）資料の入手方法

① 県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/chiikikeikaku/publiccomment.html>

② 次の県内5か所で閲覧・入手できます。

- ・ 県生活環境部廃棄物対策課（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁7階）
- ・ 県行政情報サービスセンター（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁1階）
- ・ 県小松県税事務所（小松市園町ハ108番地の1）
- ・ 県中能登総合事務所（七尾市小島町ニ部33番地）
- ・ 県奥能登総合事務所（輪島市三井町洲衛10部11番1）

3 ご意見の提出について

(1) 提出方法

ご意見記入用紙に住所、氏名、意見等をご記入のうえ、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。なお、ご意見を正確にいただくため、お電話や口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承下さい。

(2) 提出先

- ① 郵送 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県生活環境部廃棄物対策課循環型社会推進グループ
(令和2年4月1日より、課名が「資源循環推進課」に変更となります。)
- ② FAX 076-225-1473
- ③ 電子メール jyunkan@pref.ishikawa.lg.jp

4 ご意見の取扱い

お寄せいただいたご意見は、計画改定の参考とさせていただきます。

また、ご意見の概要とそれに対する県の考え方については、後日公表いたします。ただし、個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表いたしません。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承下さい。